

令和5年度簡易型総合評価落札方式における事前登録要領

北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課で行う簡易型総合評価落札方式により実施する制限付き一般競争入札の技術評価項目申請事務の軽減化を目的として、入札毎に変動しない項目について事前登録制を実施します。事前登録された項目は参加する入札時の技術評価項目申請書の提出を簡素化することができます。

1 事前登録の対象となる申請者

次の(1)から(4)に該当するものとします。なお、受付は単体又は共同企業体での受付とし、単体で受付した場合は、共同企業体の構成員として参加する場合に活用できるものとします。

- (1) 北海道競争入札参加資格者で農業土木A等級に格付けされており、オホーツク総合振興局管内に主たる営業所を有する者
- (2) 北海道競争入札参加資格者で農業土木A等級に格付けされており、北海道内に主たる営業所を有し、共同企業体の構成員としてオホーツク総合振興局管内の農業土木A等級工事に参加を予定している者
- (3) 北海道競争入札参加資格者で農業土木B等級に格付けされており、オホーツク総合振興局管内に主たる営業所を有し、共同企業体の構成員としてオホーツク総合振興局管内の農業土木A等級工事に参加を予定している者
- (4) 経常建設共同企業体の結成においてオホーツク総合振興局を登録機関とし、農業土木A等級に格付けされている者

2 事前登録の対象とする項目等

- (1) 別添「技術評価項目申請書（事前登録届）」に記載されている項目を対象とします。
- (2) 登録済みの内容に変更又は追加がある場合は、「技術評価項目申請書（事前登録変更届）」により変更及び追加等ができるものとします。ただし、事前登録の変更又は追加の届出は、入札参加予定工事の公告文に示している提出期限までとします。

3 事前登録をした場合について

- (1) 事前登録届及び事前登録変更届の受付後に、内容を確認し受理した評価項目を通知します。
- (2) 事前登録届により受理された評価対象項目は、有効期限のある項目を除き、事前登録通知日から**令和6年5月31日まで有効**となります。
- (3) 本申請を行うに当たっては、事前登録届及び事前登録変更届により受理した評価項目については、通知書類の写しの提出で証明書類の提出が省略できます。

4 事前登録をしない場合について

事前登録を行っていない場合、本申請を行うに当たっては、所定の様式により該当工事の公告文に示した受付期間内に関係書類を添えて申請してください。

(申請する工事毎に通りの書類の提出が必要になり、書類が膨大になります。)

5 受付期間

- (1) 第1回受付期間は、**令和5年4月3日（月）**から**令和5年4月21日（金）**までとし、**その後は、5月22日（月）**から**随時受付**を行います。
- (2) 事前登録変更届は随時受付ますが、入札参加予定工事の提出期限まで変更手続きを完了させてください。

6 作成方法

申請項目の説明は、別紙「事前登録作成要領」を参照してください。

7 事前登録届又は事前登録変更届の提出について

(1) 提出書類

- ア 技術評価項目申請書（事前登録届）又は技術評価項目申請書（事前登録変更届） 1部
イ 証明書類 1部
ウ 返信用封筒 1枚 （定形郵便物の切手 一者申請の場合、94円）
（定形郵便物の切手 二者以上の申請の場合、140円）

【様式】

○事前登録届

- ①技術評価項目申請書の提出資料一覧表（事前登録届）
- ②技術評価項目申請書（事前登録届） 「別記様式（事前登録届）」
- ③企業の施工能力等調書 「様式－4（事前登録届）」
- ④企業の施工能力（地域精通度に関する調書） 「別紙2（事前登録届）」
- ⑤担い手の育成・確保 調書（1） 「様式－6－1（事前登録届）」
- ⑥担い手の育成・確保 調書（2） 「様式－6－2（事前登録届）」
- ⑦担い手の育成・確保 調書（3） 「様式－6－3（事前登録届）」
- ⑧地域の守り手確保 調書（1） 「様式－6－4（事前登録届）」

○事前登録変更届

- ①技術評価項目申請書の提出資料一覧表（事前登録変更届）
- ②技術評価項目申請書（事前登録変更届） 「別記様式（事前登録変更届）」
- ③企業の施工能力等調書 「様式－4（事前登録変更届）」
- ④企業の施工能力（地域精通度に関する調書） 「別紙2（事前登録変更届）」
- ⑤担い手の育成・確保 調書（1） 「様式－6－1（事前登録変更届）」
- ⑥担い手の育成・確保 調書（2） 「様式－6－2（事前登録変更届）」
- ⑦担い手の育成・確保 調書（3） 「様式－6－3（事前登録変更届）」
- ⑧地域の守り手確保 調書（1） 「様式－6－4（事前登録変更届）」

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

(3) 提出先及び問合せ先

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局 産業振興部 整備課 主査（農地整備）西保 にしぼ

電話 0152-41-0769

E-mail nishibo.kazumi@pref.hokkaido.lg.jp

※ 事前登録申請の内容について、不明な点等あれば問合せすることがあります。

※ 該当工事の総合評価落札方式入札の申請は、事前登録の有無にかかわらず電子申請となります。その際、事前登録された技術評価項目は、通知書類の写しの提出で証明書類の提出が省略できます。

8 その他

(1) 事前登録して受理された項目において、有効期限のある項目等については、入札を希望する工事の公告日以降に期限切れ等の場合は無効となります。該当する場合は、事前登録変更届を提出するか、入札時の技術評価項目申請時に所定の関係書類を提出してください。

また、次の評価項目についても注意してください。

1. 企業の施工能力等調書「様式－4」のISOマネジメントシステムの取得の有無
・資格を更新した場合には、手続きが必要です。
2. 担い手の育成・確保調書（1）「様式－6－1」の若年技術職員の育成・確保及び技術職員総数の確保
・経営規模評価結果通知書を更新した場合には、手続きが必要です。
3. 担い手の育成・確保調書（3）「別紙－6－3」の女性の活躍支援の取組

- ・各認定などを更新した場合には、手続きが必要です。
4. 地域の守り手確保調書（1）「別紙－6－4」の労働安全衛生活動の有無
- ・認定を更新した場合には、手続きが必要です。
- （2）年度当初の適用拡大に伴い、令和4年度に受付した事前登録の有効期限を令和5年5月31日まで延長します。